

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（四件）……………
- ……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- ……………（同）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………
- ……………（同）…

告示（選）

- 平成二年東京都選挙管理委員会告示第八十七号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………
- ……………七
- 平成三年東京都選挙管理委員会告示第百十三号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………
- ……………八

告示

東京都告示第八百五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す

る。

平成三十年六月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

品川区大井一丁目三千六百十九番一 平成三十年五月
及び三千六百二十一番四 二十四日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁
第二本庁舎三階中央）

東京都告示第八百五十七号

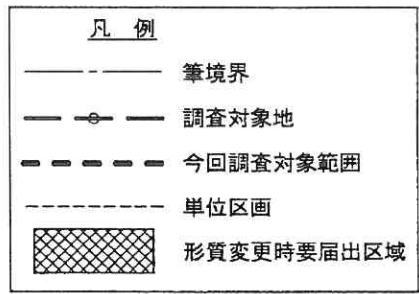
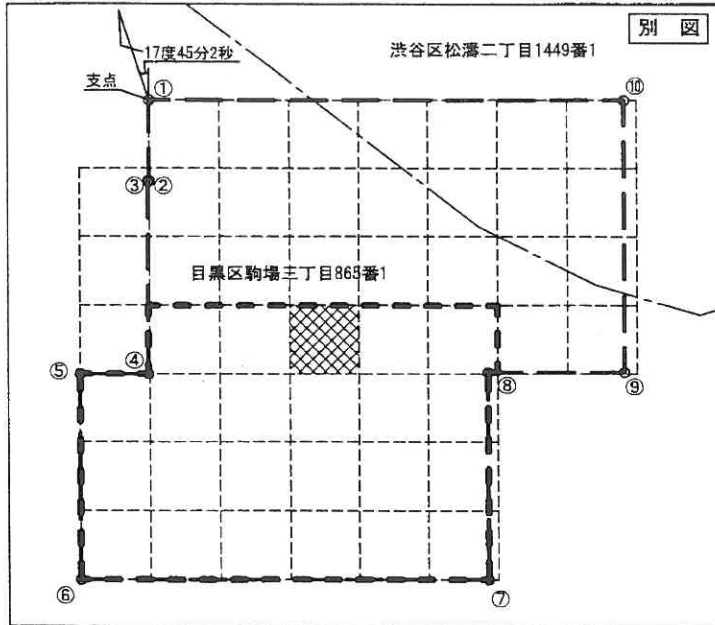
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年六月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区豊島四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン



調査対象地

No.	X座標	Y座標
①	-37610.303	-13255.020
②	-37621.596	-13258.635
③	-37621.536	-13258.830
④	-37648.331	-13267.424
⑤	-37645.337	-13276.759
⑥	-37673.904	-13285.922
⑦	-37691.811	-13230.090
⑧	-37663.037	-13220.860
⑨	-37668.991	-13202.224
⑩	-37631.130	-13190.087

※上記の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【支点】
支点の位置は X=-37610.303, Y=-13255.020 とする。
(調査対象地の最北端とする。)

【格子の回転角度（17度45分2秒）】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百五十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

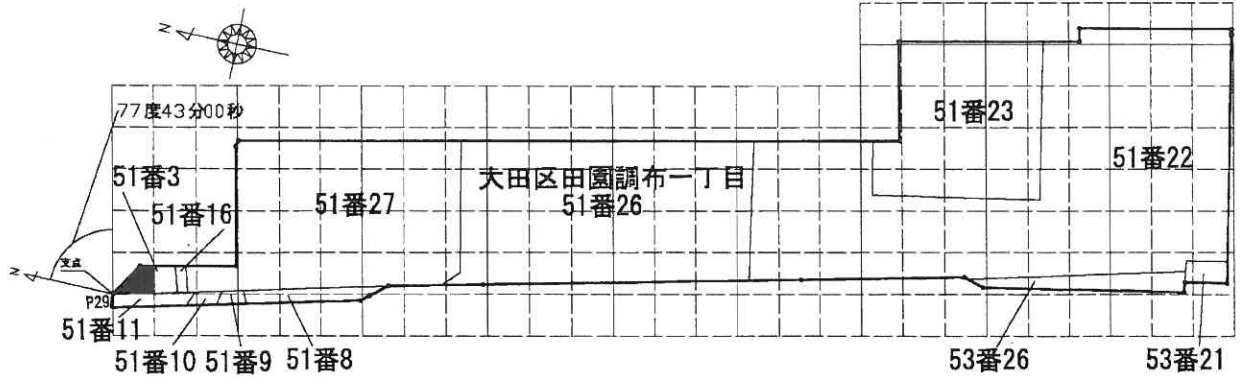
平成三十年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

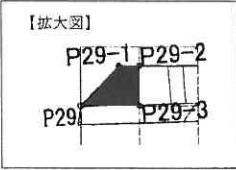
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区田園調布一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【支点 (X座標=-45706.950, Y座標=-14636.845)】
 支点は、大田区田園調布一丁目 51番3の最北端とする。



【凡例】

- : 形質変更時要届出区域
- - - : 単位区画
- : 筆境界
- : 事業敷地

【格子の回転角度 (77度 43分 00秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

点名	X座標	Y座標
P29	-45706.950	-14636.845
P29-1	-45711.871	-14628.853
P29-2	-45715.282	-14628.110
P29-3	-45716.721	-14634.717

※上記座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第八百六十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年六月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(板橋区仲町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物